平成２２年（フ）第２６号
沖縄県宮古島市伊良部字前里添689番地８
債務者　濱川美知子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第２７号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根611番地１
市営北団地Ｂ―207
債務者　棚原　紀弥
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第２８号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根558番地１
下地アパートＢ201号
債務者　宇藤　舞美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第５２号
北海道岩内郡岩内町字宮園63番地の８
債務者　滝本あかり（旧姓伊勢）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第５３号
北海道虻田郡倶知安町南４条東６丁目１番地21　えぞ富士団地２号棟304号室
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１５５号
岩手県花巻市高木第20地割88番地452
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１２号
千葉県茂原市七渡1017番地６
債務者　高木　　保
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
千葉県長生郡睦沢町上市場774番地３
債務者　正木　藤江
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
千葉県茂原市押日277番地27
債務者　前田　　昭（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
千葉県茂原市木崎2114番地５
債務者　酒井　　智
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
千葉県いすみ市岬町椎木498番地10
債務者　久我　義明
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
富山県中新川郡立山町利田666番地
債務者　山口　秀雄
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４４号
大阪府泉佐野市旭町２番３号、前住所大阪府泉佐野市笠松２丁目４番76―105号
債務者　阪上純一郎
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５７号
大阪府貝塚市石才324番地13
債務者　西川　利一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０７９号
大阪府岸和田市木材町８番地の１神明株式会社岸和田寮57号、前住所大阪府岸和田市小松里町2072番地キッツスクエア202号
債務者　岡井　俊一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０７号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町5711番地１
債務者　浜田　友美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５６号
山形県新庄市大字泉田字往還東208番地の39
債務者　阿部　隆子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第５７号
山形県新庄市大字鳥越999番地　玉の木団地541
債務者　渡部　浩有
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
山形地方裁判所新庄支部